令和８年度　県立三条東高等学校　部活動に係る活動方針

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。このことにより、本校の部活動に係る活動方針を以下のとおり定める。

１　目標

（１）　余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
（２）　技術・競技力の向上と、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動することの両立を図る。

２　本年度の部活動

（１）本年度設置する部活動について

〈運動部〉　バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・テニス・バドミントン・サッカー・ダンス・少林寺拳法・陸上競技・野球・卓球・剣道・山岳
〈文化部〉　美術・書道・吹奏楽・写真・英語・生物園芸・華道・茶道・琴・生活文化

（２）活動時間及び日数について

ア　活動時間　〈 学 期 中 〉　平日２時間　　週休日等　３時間程度（練習試合や大会等を除く）
〈長期休業中〉　平日・週休日等　３時間程度（練習試合や大会等を除く）

イ　休養日　原則、平日１日以上、週休日等１日以上の週２日以上とし、年間 100 日以上設け、少なくとも週休日等に 50 日以上充てる。
競技の特性上、活動が集中する月がある場合でも、各月の週休日のうち少なくとも２～３日は休養日とし、週休日に連続して活動した場合は、その週の平日のうち少なくとも１～２日を休養日とする。

ウ　その他

- 定期考査１週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- 学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、３か月以内に補う。

（３）大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。
ア　高体連・高野連・高文連の主催、共催、後援の大会とする。
イ　その他の大会は、生徒の健康面・学習面に十分配慮し、校長が許可した場合のみ参加を認める。

３　部活動運営について

（１）体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

（２）保護者等の理解と協力について

保護者等の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者等に示す。

（３）　感染症防止対策について

各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。

（４）　その他

部活動の会計処理については、「新潟県県立学校徴収金会計取扱要綱」及び「学校徴収金及び関係団体徴収金取扱要領」による。したがって、部費等の定期的な費用徴収を行っている場合は、適切な時期に会計報告を行うこと。

４ その他

上記によらない場合については、校長が決定する。

新潟県立三条東高等学校

部活動における体罰・暴言・ハラスメント等の
不適切な指導根絶宣言

一、　私たちは、不適切な指導をしません。

一、　私たちは、不適切な指導を容認しません。

一、　私たちは、不適切な指導を見逃しません。

令和8年10月